

(H30.4.18)

規制改革推進会議
第22回投資等WG資料

規制改革推進会議投資等WG提出資料



平成30年4月18日

内閣官房番号制度推進室

内閣府大臣官房番号制度担当室

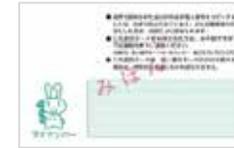
マイナンバー制度の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。いわゆる「マイナンバー法」)

< 趣旨 > 行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

番号利用の仕組み

- 1 日本国内の全住民に12桁のマイナンバー(個人番号)を通知。
- 2 マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務(個人番号**利用事務**)の手続において利用される。
また、利用事務に関して必要な限度で利用される事務(個人番号**関係事務**)においても取り扱われる。
行政事務の効率化、行政機関等の相互連携による手続の簡素化。
- 3 マイナンバーは、本人確認(番号確認と身元確認)と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがある。また、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管は禁じられている。
- 4 法人には13桁の法人番号が通知。マイナンバーと異なり、誰でも自由に利用可能。



マイナンバーカード(個人番号カード)

- ・ マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りカード。
- ・ マイナンバーの確認と身元(実存)の確認を同時に行うことが可能。
- ・ 電子的に個人を認証する機能(ICチップ)を搭載しており、これを様々な用途に利用することが可能。



マイナポータル

- ・ マイナンバーに関係する行政機関間での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ・ 自宅のパソコン等から各種お知らせの受信、官民の各種手続などのサービスも提供。

マイナンバーとマイナンバーカード

マイナンバー(個人番号)

- 日本国内の全住民に指定・通知されている12桁の番号です。
- 番号法に定められた社会保障・税・災害対策分野の事務の手續に限って利用されます。
 - 取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあります。
 - 番号法に定める場合を除き、収集・保管は禁止されています。
- 通知カードはマイナンバーをお知らせするものです。
通知カードだけでは本人確認書類としては使用できません。

通知カード



マイナンバーカード(個人番号カード)

- マイナンバーの通知後、個人の申請により交付される顔写真入りのプラスチック製カードです。
- マイナンバーの確認と本人確認をこれ1枚で行うことができます。
- ICチップ内に電子的に個人を認証する機能(電子証明書)を搭載しています。
 - 電子証明書の利用にはマイナンバーは使用しないため、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
 - ICチップの空き領域も、民間事業者も含め様々な用途に利用可能です。
- 「マイナポータル」へのログインにはマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカード



- マイナンバーカードの表面は写真入りの身分証明書として、官民間問わず広く利用可能です。
- マイナンバーカードの電子証明書(公的個人認証)の利用には、マイナンバーは使用しません。

マイナンバーカードを活用した利活用将来像

証明書のコンビニ交付

- 自治体窓口で取得していた住民票の写しや戸籍等の証明書が、全国のコンビニなどで取得可能に。



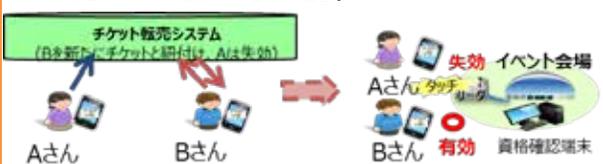
ワンストップサービス

- 子育て関係の続行手続き、引越や死亡等についても自宅などからオンラインで一括手続きが可能に。



チケットレスサービス

- イベント会場への入場時に活用するとともに、不正転売を防止。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会での活用も検討。



地域経済を応援

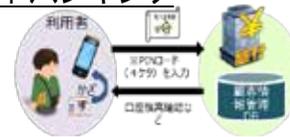
- マイナンバーカード1枚で自治体ポイントなど様々なサービス利用が可能に。
- 民間ポイントを交換し、商店街等で活用。



官民様々なサービス基盤との連携

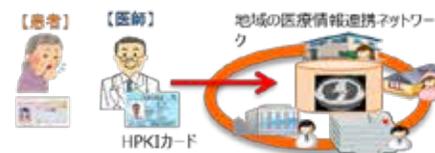
インターネットバンキング

- マイナンバーカードでログイン、残高照会などが可能に。



医療・健康情報へのアクセス

- 地域医療ネットワーク内で参照していた医療データを、全国で参照可能に。



医療保険の資格確認

- 医療機関の窓口で、マイナンバーカードをかざし、オンラインで保険資格を確認。



災害時の避難指示・見守り

- 自分に合った防災情報を取得でき、自治体も住民の避難状況を把握可能に。



住民の利便性向上、生産性向上等

地域経済活性化、好循環拡大

法律成立までの経緯

2010年2月 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」を設置（2010年6月までに全6回開催）。

2010年6月 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会で、「中間とりまとめ」を公表。

2010年11月 政府・与党社会保障改革検討本部の下に「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」を設置（以降14回開催）。

2010年12月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「中間整理」を公表。

2011年1月 政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」、「番号制度創設推進本部」設置を決定。

2011年4月 社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会で、「社会保障・税番号要綱」を決定。

2011年6月 政府・与党社会保障改革検討本部で、「社会保障・税番号大綱」を決定。

2012年2月14日 番号関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出。

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- ・地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日 衆議院が解散し、番号関連3法案が廃案。

2013年3月1日 自公民による修正協議を踏まえ、番号関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出。

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- ・地方公共団体情報システム機構法案
- ・内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）

2013年5月9日 衆議院本会議において番号関連4法案につき一部修正のうえ可決。

2013年5月24日 参議院本会議において番号関連4法案が可決、成立。

2013年5月31日 番号関連4法が公布。

マイナンバー制度の利用範囲の整理経緯(抄)

マイナンバー制度は、社会保障・税一体改革の一環として、「社会保障・税番号制度」として検討開始。その過程において、利用範囲について議論。

社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」(平成22年12月)

「一般的に、番号の利用範囲が広いほど、多くの情報連携ができる結果、より広く問題を解決できることから、国民が享受するメリット(利便性)も多くなる。他方で、多くの情報連携ができる分、行政や一部の民間機関によるプライバシー情報の濫用・漏洩が起きる可能性やその場合の被害が高まるため、その分プライバシーの保護の必要性も相対的に高まるほか、幅広い分野のシステム開発・改修等が必要なことから導入コストが高まるなど、デメリットも多くなるという関係性にある。このように、利用範囲の問題は、行政にどのような情報連携を認めてどのようなメリットを期待し、どのようなデメリットを甘受するかという問題であり、上述した理念とも関わる最重要論点であることから、筆頭の論点に挙げている。」

「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)

「将来的には幅広い分野での利用も目指しつつ、当面は、主に社会保障と税分野において、番号の利用等によって「利便性やサービスの質の向上、行政事務の効率化等を実現することを想定して検討を進める」

「住民基本台帳ネットワークシステム最高裁判決との関係」において、「番号制度においては、取り扱う個人情報が、住基ネットの本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード等をいう。以下同じ。)よりも秘匿性の高い社会保障・税に関わる情報を中心としており、かつ、住基ネットが行わないこととしているデータマッチングを行うこととするものであることから、一層高度の安全性を確保することが求められる。」

(参考)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 附則(抄)
(検討等)

第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかといった懸念。
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
マイナンバー法（ ）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
通信の暗号化を実施

